

日影規制値の凡例

種別	規制される日影時間		測定 水平面 (平均地盤面 からの高さ)
	規制される範囲 (敷地境界線からの 水平距離)	測定 水平面	
a	5mをこえる範囲	10mをこえる範囲	1.5m
b	3時間以上	2時間以上	4m
c	4時間以上	2.5時間以上	4m 又は 6.5m
d	5時間以上	3時間以上	4m 又は 6.5m
e	3時間以上	2時間以上	4m 又は 6.5m
f	4時間以上	2.5時間以上	4m 又は 6.5m
g	日影時間を指定しない区域		

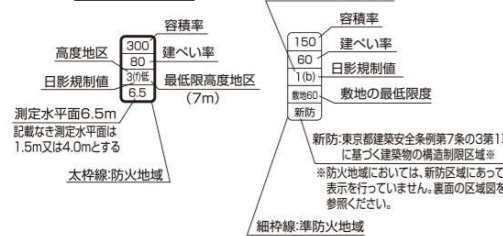
商業地域以外で日影規制値の種別が記載されていない場所は、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第2条第4号」の規定により、日影規制の対象区域から除かれる区域です。

用途地域・地区の凡例

用途地域	種別	建ぺい率	容積率	高度地区	防火 最低限度	消防 最低限度	最高 限度高
第1種低層住居 専用地域	■	40	80	第1種高度	準防火	85㎡	10m
		50	150	第1種高度	準防火	70㎡	
		60	150	第2種高度	防火	60㎡	
第1種中高層 住居専用地域	■	60	200	第1種高度	準防火	60㎡	
				第2種高度	防火		
				第3種高度	準防火		
第2種中高層 住居専用地域	■	60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
第1種住居地域	■	60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
近隣商業地域	■	80	300	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	準防火		
				第3種高度	防火		
商業地域	■	80	500	第3種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	防火		
				第3種高度	防火		
準工業地域	■	60	200	第2種高度	準防火	60㎡	
				第3種高度	防火		
準工業地域 (特別工業地区)	■	60	200	第2種高度	準防火	60㎡	

※敷地の最低限度は、都市計画法第8条第3項により定められたものです

表示方法



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線  
変更区間

1:7,000

